

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示
字の区域の新設等

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告
理容師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、昭和六十一年三月十七日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域（昭和六十年二月二十八日現在の地番による。）

生田字西上河原

北野字上河原一五七の一、一五七の二、一五七の五から一五七の一まで、一五七の一五、一五七の二〇から一五七の二四まで、一五七の二六から一五七の五〇まで、一五八の一から一五八の二二まで、一五八の二二から一五八の三三まで、一五九の一から一五九の六まで、一五九の八から一五九の一〇まで、一五九の一四から一五九の一七まで、一五九の二四から一五九の二八まで及びこれらと一体をなす国有地
北野字中ノ河原の全域

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（昭和六十年二月二十八日現在の地番による。）

北野字上河原

北野字上河原のうち一五七の一、一五七の二、一五七の五から一五七の一まで、一五七の一五、一五七の二〇から

一五七の二四まで、一五七の二六から一五七の五〇まで、一五八の一から一五八の二二まで、一五八の二二から一五八の三三まで、一五九の一から一五九の六まで、一五九の八から一五九の一〇まで、一五九の一四から一五九の一七まで、一五九の二四から一五九の二八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

北野字中ノ河原

鳥取県告示第二百三十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）（第四百十条の規定に基づき、岩美郡東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所
昭和六十一年四月十四日から
昭和六十二年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十一年四月十四日	午前十一時三十分から 午後一時から	岩美町	岩美町岩井消防屯所
昭和六十一年四月十五日	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	鳥取岩美農業協同組合小田支所	
昭和六十一年四月十五日	午後三時三十分から 午後三時三十分まで	岩美町役場	
昭和六十一年四月十六日	午前十時から 午後三時三十分まで	福部村	福部村役場
昭和六十一年四月十七日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	国府町	国府町農業協同組合中河原支所
昭和六十一年四月十七日	午後一時から 午後三時三十分まで	国府町	国府町農業協同組合果実選果場
昭和六十一年四月二十二日	午前十時から 正午まで	北条町	北条町役場
昭和六十一年四月二十三日	午前十時から 午後二時三十分まで	大栄町	大栄町農村環境改善センター
昭和六十一年四月二十四日	午前十時から 午後三時三十分まで	東伯町	東伯町役場
昭和六十一年四月二十五日	午前十時から 午後二時三十分まで	赤碓町	赤碓町役場
昭和六十一年五月七日	午前十一時から 午後三十分まで	日南町	日南町山上会館
昭和六十一年五月八日	午後一時三十分から 午後三十分まで	日南町	日南町公民館阿尾縁支館
昭和六十一年五月八日	午前十一時から 午後三十分まで	日南町	日南町公民館大宮支館
昭和六十一年五月八日	午後一時三十分から 午後三十分まで	日南町	日南町公民館多里支館
昭和六十一年五月八日	午後二時三十分から 午後三十分まで	日南町	日南町高齢者生産活動センター
昭和六十一年五月八日	午後三時三十分から 午後三十分まで	日南町	日南町多目的集会施設上石見センター

昭和六十一年五月九日	午前十時から正午まで	"	日南町中央公民館
昭和六十一年五月十三日	午前十時から正午まで	日野町	日野町公民館
"	午後一時から午後三時まで	"	日野町山村開発センター
昭和六十一年五月十四日	午前十時から午後三時まで	江府町	江府町農業協同組合準低温農業倉庫
昭和六十一年五月十五日	午前十時から正午まで	溝口町	溝口町中央公民館

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	福井勝茂	倉吉市福富一一九一六
"	松島文夫	福本一二五
"	椿 忠	杉野二〇六
"	徳永富幸	中野二一一一

"	佐々木定晴	一九一
"	景山正	俣谷一八七
"	中野 栄	森一九一
"	森本 剛	長谷四三一
"	佐々木朋規	大河内四六九一
"	佐々木 泉	一一八
監事	野島安雄	福富一七一
"	稲村清臣	森一四三

昭和六十一年二月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	福井勝茂	倉吉市福富一一九一六
"	松島 平	福本一二一
"	野島忠徳	沢谷二四二
"	熊谷四郎	杉野一九一
"	徳永富幸	中野二一一一
"	佐々木定晴	一九一
"	景山 正	俣谷一八七
"	森本隆義	森二四七一二
"	森本 剛	長谷四三一
"	佐々木朋規	大河内四六九一
"	佐々木 泉	一一八
監事	野島安雄	福富一七一
"	佐々木昭義	大河内三九三

昭和六十一年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業旭（船越砂子水路）地区農業用排水）を昭和六十一年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

岸本町が行う土地改良事業に係る吉定地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
用 瀬 町	農村基盤総合整備事業別府地区ほ	昭和五十九年三月二十四日
場整備		

岩美町	第三期山村振興農林漁業対策事業 藤助谷地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十五日
淀江町	農村基盤総合整備事業西尾原(本 宮河原団地)地区ほ場整備	昭和五十九年八月十七日
鹿野町	土地改良総合整備事業(一般)岡 井地区農業用排水	昭和五十九年十二月二十日
〃	土地改良総合整備事業(一般)岡 井地区農道整備	昭和六十年三月二十日
米子市石州府土 地改良区	団体管ほ場整備事業石州府地区ほ 場整備	昭和六十年三月二十五日
気高町	団体管ほ場整備事業瑞穂南部地区 ほ場整備	〃
鹿野町	農村地域農業構造改善事業鹿野地 区ほ場整備	〃
岩美町	土地改良総合整備事業(小規模排 水)日野谷地区ほ場整備	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和六十一年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一日時 昭和六十一年三月十九日(水)午前十一時
- 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選管委員・啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体 期間 昭和57年1月1日~同年12月 31日	2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (265人) 318,000円 合計 318,000円
政治団体の名称 安田省二郎後援会 報告年月日 昭和61年2月19日	
1 収入・支出の総額	(2) 支出の内訳
(1) 収入総額 318,000円	經常経費
ア 前年繰越額 0円	備品・消耗品費 16,780円
イ 本年収入額 318,000円	政治活動費
(2) 支出総額 141,780円	機関紙誌の発行その他の事

業費 125,000円 その他の事業費 125,000円 合計 141,780円		経常経費 備品・消耗品費 11,520円 政治活動費 組織活動費 48,000円 機関紙誌の発行その他の事業費 90,000円 機関紙誌の発行事業費 90,000円		2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (38人) 3,800円 その他の収入 18,920円 10万円未満の収入 14,900円 合計 4,020円	
期間 昭和58年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 安田省二郎後援会 報告年月日 昭和61年2月19日		期間 昭和59年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 安田省二郎後援会 報告年月日 昭和61年2月19日		期間 昭和60年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 安田省二郎後援会 報告年月日 昭和61年2月19日	
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 182,660円 了 前年繰越額 176,220円 1 本年収入額 6,440円 (2) 支出総額 167,760円		合計 167,760円 その他の経費 18,240円 小計 156,240円		(2) 支出の内訳 経常経費 10,920円 政治活動費 8,000円 組織活動費 18,920円 合計 18,920円	
2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (38人) 3,800円 その他の収入 107,000円 10万円未満の収入 2,640円 合計 6,440円 (2) 支出の内訳		1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 18,920円 了 前年繰越額 14,900円 1 本年収入額 4,020円 (2) 支出総額 18,920円		1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和61年3月14日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和61年5月13日（火）午前10時から

場所 倉吉市東蔵城町2番地 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和61年7月7日（月）午前9時から

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

(1) 学科試験

学校教育法（昭和22年法律第60号）第47条に規定する者又は理容師法の一部を改正する法律（昭和28年法律第49号）附則第4項若しくは美容師法附則第11項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業したもの

(2) 実地試験

ア (1)の学科試験に合格した者又は昭和61年4月1日以後に他の都道府県知事が行う理容師試験若しくは美容師試験の学科試験に合格した者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後実地試験の日までに1年以上（実日数280日以上）の実地習練を経たもの

イ 昭和59年又は昭和60年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者

3 試験の科目及び事項

理容師法施行規則（昭和23年厚生省令第41号）第19条又は美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）第19条に規定する科目及び事項について行う。

4 出願の方法

(1) 願書の提出期間

ア 学科試験 昭和61年4月7日（月）から同月21日（月）までの消送による場合は、普通書留とし、昭和61年4月21日（月）までの消印があるものは有効とする。）

イ 実地試験 昭和61年6月9日（月）から同月23日（月）までの消送による場合は、普通書留とし、昭和61年6月23日（月）までの消

印があるものは有効とする。))

(2) 願書の提出先

- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 学科試験

- (ア) 学科試験受験願書 (所定の様式によること。)
- (イ) 履歴書 (最終学歴及び養成施設の所在地を記載すること。)
- (ウ) 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (エ) 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。)
- イ 実地試験
- (ア) 実地試験受験願書 (所定の様式によること。)

(イ) 学科試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は2の(2)のイに該当する者については、知事の発行した理(美) 答師学科試験免除通知書の写し

- (ウ) 実地習練を終了したことを証する書類
- (エ) 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。)
- (イ) 学科試験合格地が鳥取県以外の者にあつては、履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

(4) 氏名、本籍等に変動があつた場合等

ア 受験者の氏名、本籍等が(3)のアの(ウ)又は(3)のイの(イ)若しくは(ウ)に掲げる書類に記載されている氏名、本籍等と異なる場合には、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付すること。

イ 受験者が外国人である場合には、外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第5条に規定する市町村長の発行する登録証明書の写し又は同法第4条の規定により登録されていることを証する書類を添付すること。

(5) 提出部数

提出書類は、正副二部提出すること。

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料
- ア 学科試験 4,000円
- イ 実地試験 4,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験
ア 受験通知書
イ 白衣及び上ばき
ウ 応急薬品

エ 理容師試験を受ける者にあつては、調髪及び顔そりに必要な器具及び材料

オ 美容師試験を受ける者にあつては、調髪、コールドパーマメントウエーア等に必要な器具及び材料並びにモデルウイッグ（頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さが、前、側、頭頂部はそれぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上であるもの）

8 理容師試験の実地試験のモデルは、各自が同伴すること。

なお、モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

9 その他

(1) 出願者には、試験の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。